

○パブリックコメントに寄せられたご意見への対応について（第五次多摩市総合計画第2期基本計画）

実施時期：平成26年12月5日（金）～26日（金）

提出件数：18件（内訳：インターネット手続き7件、FAX7件、意見投函箱4件）

延べ意見数：30件

No.	項目		ページ数	見出し	主なご意見（要約）	ご意見への対応	お住まいの地域
1	第1編	基本的な考え方	P16-17	多摩市自治基本条例について	多摩市自治基本条例とは何かを記述するべきである。また、自治基本条例を市民に知ってもらう取り組みを記述するべきである。	多摩市自治基本条例については、「基本構想」の「第1章 まちづくりの基本理念」の注釈に記載します（P7）。また、市民への周知については、重要な課題であると認識していますので、引き続き、市広報などでPRに努めます。	愛宕
2	第1編	基本的な考え方	P16-17	多摩市自治基本条例について	まちの自治の基本理念と行動原則を定めた多摩市自治基本条例に照らして、第1期基本計画を評価するべきである。	「(2)第1期基本計画の評価」の文章中に、「多摩市自治基本条例の理念に基づき、市民との情報共有、計画策定および評価への市民参画などを行い、」を追加します。	愛宕
3	第1編	取り組みの方向性	P18-20	多摩市自治基本条例について	「3つの取り組みの方向性」の順序について、多摩市自治基本条例が書かれている「市民がデザインするまち・多摩の創造」を一番目にするべきである。	本計画は、市の最高規範である多摩市自治基本条例の理念を大切に策定されるものであり、3つの取り組みの方向性は、いずれもこの条例の趣旨を踏まえたものです。よって、この順番は優先順ではありません。	愛宕
4	第2編	全般的な意見	P30-136	「施策の実現のために市民は…」について	（第2編 分野別計画の）「施策の実現に向けて市民は…」について、全体として、上から押しつけられているような印象を強く受ける。	「施策の実現に向けて市民は…」は、市民参画により市民の意見を基に作成されたものです。市民主体で考えられたものであり、「上から押しつけたもの」ではありません。	愛宕
5	第2編	政策C1,C2	P77-91	公共施設の見直しについて	住民が利用しやすい地域密着型の公共施設（コミュニティーセンター・老人福祉館・図書館など）は残すことを第一に考えるべきである。まずは、最もお金のかかるパルテノン多摩や、学校跡地の土地売却等を検討するべきである。	平成25年11月に策定した「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」は、公共施設の更新にかかる負担を次世代に先送りにせず、持続可能なまちづくりに寄与することを目的としています。 これまでは既存の公共施設（ハード）を存続させながら人件費を含む事業（ソフト）に重点を置いた行財政改革に取り組んできました。これからも弛まず行財政改革に取り組む必要があることは当然のことですが、市税収入減少の加速や社会保障に対する支出の増加などにより財政の見通しが大変厳しくなることが見込まれます。 そうした中で、短期間で集中的に整備してきた公共施設が老朽化により更新の時期を一齐に迎えるという、多摩市が初めて経験する事態に直面しています。大規模改修の対象となる築30年以上の公共施設は、10年後には全体の約80%になる見込みです。今後、全ての公共施設を更新していくことは大変困難となっています。人口の急激な増加に伴い、高い水準で整備してきた公共施設の全てを現状のまま維持していくには莫大な財政負担が必要となり、今後高齢化の急速な進展等に伴って見込まれる新たなニーズに対応できないことにもなりかねません。 そこで、同プログラムの取り組みを通じて、施設総量の縮減を含む見直しを行い、残す施設は適切に更新して有効な活用をすることなどにより、将来の市民ニーズに的確に対応した市民サービスの提供を図ります。そのような視点で同プログラムでは児童館、図書館、公民館をはじめとする個別施設の大きな方向性をお示ししています。 パルテノン多摩などの大規模施設については、規模が大きいことから見直しの検討に時間がかかっていますが、見直しについては、着実に進めてまいります。しかし、大規模施設の見直しだけでは、市の公共施設にかかる課題の解決とはならないものと考えています。同プログラムは、確定済みの事業計画という性質のものではなく、市民の皆さんとの意見交換等を通じてより良い案があれば軌道修正していく性質のもですが、人口減少、高齢化の進展等に備えた持続可能なまちづくりの観点からのご理解をぜひいただきたいと考えています。今後も市民の皆さんに丁寧な説明を重ね、市民の皆さんとともに取組を進めていきます。 「図書館のあり方」とは、施設に限定するものではなく、運営全般として考えています。「分散型」は、従来どおりのものですが、「集約型」は、図書館運営に関わる資源（人、モノ、カネ）を本館及び拠点館に集中することも想定しています。例えば、資料（図書・雑誌など）の配置について、現在は、各図書館の各分野別所蔵資料数の比率がほぼ同じであるものを、本館、拠点館、地域館により、利用動向等に依りて見直し、専門的な資料は本館、過去10年間に刊行された資料は本館及び拠点館、よく利用される小説、旅行書、健康関係の資料を地域館にというように改めていきたいと考えています。これも、「分散型から集約型へ」へ向けた取り組みです。については、この部分については、削除することは適当ではないと考えます。	聖ヶ丘
6	第2編	政策C1,C2	P77-91	公共施設の見直しについて	本計画は、公民館の位置づけがなくなり、コミセンですべてを賄おうとの意図が見える。コミセンは地域の文化の砦としての役割があるが、社会教育施設としての公民館は別である。永山・関戸公民館は残すべきである。		関戸
7	第2編	政策C2	P87-91	公共施設の見直しについて	「C2-1-1」で、「市内の図書館をはじめとし、…市民のだれもが学びの情報や資料を取得できる環境を広げます。」とあるが、図書館を減らす市の方針と矛盾している。「C2-1-2、C2-1-3」は、施策の目指す姿と合っていない。図書館及び関戸公民館の廃止に反対。		東寺方
8	第2編	政策C2	P87-91	公共施設の見直しについて	政策C2の「今後4年間の重点的な取り組み ②学習環境の整備」で、「図書館のあり方を分散型から集約型へ転換」とあるが、図書館を減らすことが学習環境の整備につながると思えない。		和田
9	第2編	政策C2	P87-91	公共施設の見直しについて	図書館の集約化には反対。駅の図書館は込み合っていて、じっくりと本を選ぶ環境とは言えない。近所の図書館でゆっくりと本を閲覧し、駅前には本の返却のみで利用したい。駅前は多くの方の通過点であり、滞在場所にはなりにくい。子育て中の親の立場としても、地域図書館は貴重である。子供も一人で図書館に行けなくなる。 また、子供や高齢者の多くはインターネットを使えないことや、実際に本を手にとって選んでいることから、単純にネット利用で簡素化、集約化されるべきではない。		桜ヶ丘
10	第2編	政策C2	P87-91	公共施設の見直しについて	政策C2の「今後4年間の重点的な取り組み ②学習環境の整備」で、「図書館のあり方を分散型から集約型へ転換」とあるが、現在ある地域の図書館を廃止したのでは、「施策の成果目標値④ 市民1人あたりの図書館の個人貸出冊数及びリサイクルで頒布した資料数」の目標値（11.9冊から12.0冊）は達成できない。 図書館は、ただ本を借り返却するだけの場ではない。小学校では調べ学習が増えているが、学校の図書室だけでは不十分である。また、インターネットで安易に調べるのではなく本に実際にあたって調べることが教師からも勧められている。子どもが一人で歩いていけるところに図書館がなくては、とても学習することはできない。 また、「地域での図書館サービスに関する市民活動を進めます」とあるが、歩いていける所に図書館がなくては不可能である。文化面で持続可能なまちであるために、一部有料化やサービスの簡素化を進めるとしても、地域の図書館は残すべきである。		桜ヶ丘

No.	項目		ページ数	見出し	主なご意見（要約）	ご意見への対応	お住まいの地域
11	第2編	政策C2	P87-91	公共施設の見直しについて	ぼくは、東寺方小学校の3年生です。東寺方図書館をなくさないでください。なくなると、関戸まで行かないと本を読めなくなってしまいます。ぼくは一人では行けないので、お母さんにつれていってもらわないと行けません。お金をできるだけつかわないで、図書館をのこす方法をぼくも考えてみます。	(No.5-No.10の回答と同じ)	桜ヶ丘
12	第2編	政策C2	P87-91	公共施設の見直しについて	図書館は、集約型ではなく分散型がよい。近い所に図書館があることで使いやすい。お金をかけて本館を建設することはない。地域に根ざしたものを廃止することはない。		桜ヶ丘
13	第2編	政策C2	P87-91	公共施設の見直しについて	政策C2の「今後4年間の重点的な取り組み ②学習環境の整備」で、「図書館をのあり方を分散型から集約型」へ転換することは、人づくり、街づくりにとってマイナスでないか。		聖ヶ丘
14	第2編	政策C2	P87-91	公共施設の見直しについて	政策C2の「今後4年間の重点的な取り組み ②学習環境の整備」で「市民が必要な情報を得られるようにするため」に「図書館のあり方を分散型から集約型へ転換」しているが、分散型だからこそ、身近に図書館を利用でき、情報が得られるのであり、市の考えは間違っている。 「公共施設の見直し方針と行動プログラム」は、市の将来像と対立している。図書館、公民館、児童館など社会教育施設が連携し、社会教育施策を進める視点が重要である。		鶴牧
15	第2編	政策C2	P87-91	公共施設の見直しについて	政策C2の「今後4年間の重点的な取り組み ②学習環境の整備」で、「図書館のあり方を分散型から集約型へ転換」とあるが、なぜ集約型になると「多様な価値観の中で市民が必要な情報を得られる」のか。また、「地域での図書館サービスに関する市民活動を進め」とは、どういうことか。地域図書館をなくして、どのように市民活動を進めるのか。 子育て中の幼い子供を抱えている若い世代、障害を持っている人など、地域図書館を利用し、頼りにしている住民を「財政効率」の下に切り捨てるべきではない。		聖ヶ丘
16	第2編	政策C2	P87-91	公共施設の見直しについて	政策C2の「今後4年間の重点的な取り組み ②学習環境の整備」で、「図書館のあり方を分散型から集約型へ転換」は見直すべき。廃止予定の地域図書館の存続を求める陳情や、住民要求をしっかりと受け止めて、より良い方向を見出して欲しい。		聖ヶ丘
17	第2編	政策C2	P87-91	公共施設の見直しについて	政策C2「今後4年間の重点的な取り組み ②学習環境の整備」で、「図書館の在り方を分散型から集約型への転換」とあるが、これまで市は、地域図書館網の整備・充実とその総合的な図書館としての中央図書館の整備・充実を目標に、読み聞かせや、お話し会などの幅広い市民による図書館サポーター活動に支えられながら、多摩市と市民は、ハード面としての図書館、ソフト面としての図書館を一緒に作りあげてきた。 今回の転換は、今までの市と市民とが一緒に作りあげてきた歩みを無にするような提案である。地域住民にとって、この地で暮らして育んできた地域の絆を、家族の絆を、「大きく切り捨てる」ことになる。図書館を中心に家族が育ちあう縦のサイクル、循環ができていく。地域の文化が芽を出してきている。そのことにより、他市からも縁と地域図書館（家の近くに歩いていける距離に図書館がある）があるから、多摩市に転入してきたという若者から高齢者までいるという事実を目を向けるべきである。		聖ヶ丘
18	第2編	政策C2	P87-91	公共施設の見直しについて	政策C2の「今後4年間の重点的な取り組み ②学習環境の整備」で、「市民に必要な情報を得られるようにするため」とあるが、そのためには、図書館が身近にあることが不可欠である。 本計画では、「市民主体のまちづくり」をうたっているのだから、市民合意が得られていない図書館の廃止を基本計画に入れるべきではない。		聖ヶ丘
19	第2編	政策C2	P87-91	公共施設の見直しについて	「今後4年間の重点的な取り組み ②学習環境の整備」で、「図書館をのあり方を分散型から集約型」とあるが、駅から離れている地域は見捨てられるのか。また、市の豊かな緑や身近に利用できる地域図書館の存在から、移転を決断した若い世代や高齢者がいることに目を向けるべきである。 市民主権による新しい地域社会を目指すためには、市民と行政双方向型の施策策定が求められる。		聖ヶ丘
20	第2編	政策C2	P87-91	公共施設の見直しについて	子育て中の若い世代が「緑が多く子育てがしやすい上に、地域に図書館があり、とても魅力的なまちだから」との理由で転入してきている。高齢化する中でも、地域図書館は大切にすれば、若い世代が多摩市に転入してくる。		聖ヶ丘

No.	項目		ページ数	見出し	主なご意見（要約）	ご意見への対応	お住まいの地域
21	第2編	政策C2	P87-91	公共施設の見直しについて	「今後4年間の重点的な取り組み ②学習環境の整備」は、「多摩市公共施設見直し方針と行動プログラムは、たたき台」との市長発言もあることから、図書館のあり方の部分は削除し、「多様な価値観の中で、市民が必要な情報を得られるよう、時代に合った学習環境を整備します」と記述すべき。	(No.5-No.10の回答と同じ)	愛宕
22	第2編	政策C2	P87-91	公共施設の見直しについて	学校跡地利用については、恒久活用検討としているだけだが、政府は規制緩和、補助金の返還不要などを検討している。政府の施策次第では跡地利用計画が大きく変わるのではない。「公共施設の見直し方針と行動プログラム」では、一切学校跡地利用がふられていないのはおかしい。建蔽率、容積率が増え商業的利用もできるとなれば、それだけで跡地の資産価値は倍増するのではないか。政府の施策の動向も見定めつつ学校跡地の利用計画をしっかりと提案してほしい。	学校跡地施設については、「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」において具体的な活用の方向性を示していない施設がいくつかありますが、今後、市民の皆さんと意見交換をしながら活用の方向を検討していきます。その際には、国の政策の動向を見定めることも重要と考えています。	聖ヶ丘
23	第2編	政策C2,C3	P87-95	公共施設の見直しについて	全体として、社会教育施設をなくし、社会教育から全面的な撤退するとも受け取られる記述が多くみられる。そのような誤解を与える記述は削除し、公民館や図書館の果たす役割を記述すべきである。 「C2-1-1」、「C2-2-1」、「C2-3-1」に、公民館を記述すべき。 C3-2の「主な施策の方向性」の記載順について、C3-2-3を一番目に記述すべき。	「C2-1-1」、「C2-2-1」、「C2-3-1」の標記については、該当するすべての施設を記載することはしていません。あくまでも代表的な施設を記載しています。ご指摘の施設が該当しないということではありません。 C3-2の「主な施策の方向性」の記載順については、C3-2-3を一番目に記述します。	愛宕
24	第2編	政策D1	P97-101	「政策D1 人々が集い、働く、活気と魅力あふれるまちづくり」について	政策D1について、多摩センター地区に偏っている印象を強く受ける。全市的な取り組みとなるように、表現を工夫（聖蹟桜ヶ丘、永山、唐木田の項目立てするなど）するべきである。	本計画では、市内の二大広域拠点である聖蹟桜ヶ丘駅周辺地区、多摩センター地区の活性化に重点を置き、記載しています。	愛宕
25	第2編	政策D1	P102-103	「農業」の標記について	「農」、「農業」が混在している。「農業」に統一して記述すべきである。	「農」と「農業」の表記については、以下のとおり区別して記載しており、統一して記述することはしません。 ・農業…農地における作物の栽培・収穫・出荷に関する作業そのものや、それに関わる職業を指す表現としています。（農業後継者、農業算出額・・・等） ・農…農作物、田畑等の農地の風景や様々な農作業などに関わる全てを現す言葉として用いています。（農のある風景、農とのふれあい・・・等）	愛宕
26	第2編	政策E1	P112-113	「施策E1-3 交通安全の推進」について	障がい者を付け加えてください。（E1-3-1）	・施策E1-3-1は市民を対象に交通安全を進めようとするものです。最近の交通事故の傾向として、お年寄りや子どもが交通事故に遭う割合が高いため、「高齢者、児童生徒への交通安全教育の推進と啓発」と明記しています。なお、交通公園で行っている子ども達の交通安全教室では、普通学級と特別支援学級の区別無く、児童と一緒に学んでいます。また、高齢者に対する出前講座においても、障がいをお持ちの方も参加しております。 以上のことより、現状の表現には障がいをお持ちの方も含まれており、追加する必要は無いと考えています。	愛宕
27	第2編	政策F1	P128	「施策F1-1 自然環境・都市環境の保全と創出」について	施策F1-1「すべての生き物」とは何かを記述すべきである。	ここでいう「すべての生き物」とは、文字通り、陸上、水中等生息又は生育の場のいかなを問わず、すべての生き物のことです。	愛宕
28	第3編	行政サービスの転換と改革の取り組み	P138-140	公共施設の見直しについて	「『多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム』に基づき、施設目的の転換や施設サービスの改編等を進めます」の記述を、市長発言は「たたき台」となっていることから、削除してください。	「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」は、確定済みの事業計画という性質のものではなく、市民の皆さんとの意見交換等を通じてより良い案があれば軌道修正していく性質のもので、取り組みの大きな方向は、同プログラムに記載している内容になりますので、総合計画にも同様の記載をさせていただきます。	愛宕
29	—	—	—	パブリックコメントの募集期間について	パブリックコメントの募集期間が短い。市の広報活動が足りない。作成の段階から十分に市民に原案を周知すべきである。	今回のパブリックコメントの実施期間は、22日間でした。多摩市自治基本条例施行規則（第30条第1項）の規定では、「広報・ホームページの告知の日から15日以上期間を設けるもの」とされており、今回の実施期間は適正であると考えていますが、「募集期間が短い」、または「市の広報活動が足りない」とのご指摘は真摯に受け止めたいと思います。	聖ヶ丘
30	—	—	—	パブリックコメントの募集期間について	パブリックコメントの募集期間が短い。12月5日の広報で告知され、市民説明会が12月10日と20日。締め切りが年末の忙しい中の12月26日。募集期間の延長を望む。		聖ヶ丘